

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和8年11月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契 約 容 量

契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	357円64銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円02銭

- (3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものといたします。ただし、26（日割計算）の適用については、従量電灯 A に準ずるものといたします。

5 低圧電力のお客さまについての経過措置

低圧電力のお客さまで、時報用または警報用のみに使用している場合の料金は、19（低圧電力）(5)にかかわらず、当分の間、基本料金のみといたしま

す。

なお、この経過措置を終了する場合は、当社は、あらかじめその旨を当社のホームページ等でお知らせいたします。

6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3 キロワットを こえ 1 キロワッ トを増すごとに
最初の 30 日まで	5,283円26銭	8,035円24銭	13,213円38銭	18,443円57銭	3,800円24銭
30 日をこえる 1 日 に つ き	59円88銭	104円30銭	208円72銭	309円72銭	95円50銭

ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1 日につき	30銭 0 厘	60銭 1 厘	1円20銭 1 厘	1円80銭 2 厘	60銭 1 厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、当社が当該一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。ただし、最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後の当社が当該一般送配電事業者等からお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量を受領した日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7 使用電力量の算定方法についての経過措置

- (1) 低圧電力、臨時電力および農事用電力の電力量料金は、19（低圧電力）(5)ロ、20（臨時電力）(3)ロ(ロ)および21（農事用電力）(3)ロにかかわらず、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

- (2) 定額制供給の場合または24（使用電力量の算定）(6)の場合、23（料金の算定期間）(2)、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(2)ロおよび(3)ロ(ロ)、別表2（燃料費調整）(1)ハ(ロ)ならびに別表6（日割計算の基本算式）(4)にいう前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間は、前月のそのお客さまの属する検針区域の託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）から当月の検針日の前日までの期間といたします。
- (3) 使用電力量の計量は、24（使用電力量の算定）(1)、(2)、(3)および(4)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにホおよび 24（使用電力量の算定）(5) の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

(イ) 当該一般送配電事業者等がやむをえない事情のある場合で、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なったときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、25（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ロ) 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合で、当該一般送配電事業者等が各月ごとに検針を行なわないときは、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、25（料金の算定）(1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ハ) その他特別の事情がある場合で、当該一般送配電事業者等が各月ごとに検針を行なわないときの使用電力量は、原則として、前回の検針

の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、25（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

ハ 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ニ 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

ホ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、24（使用電力量の算定）(5)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ヘ 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

(4) 当社は、26（日割計算）(1)ロまたはハにより日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて電力量料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は、次によります。また、当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

イ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 25（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 25（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期

間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ロ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 25（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 25（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(5) お客さまの料金の支払義務は，27（料金の支払義務および支払期日）(1)および附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(3)にかかわらず，次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，(3)イ(イ)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし，(3)イ(ロ)の場合の料金または(3)イ(ハ)により精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，24（使用電力量の算定）(5)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，24（使用電力量の算定）(6)の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ロ 定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ハ 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまの場合は，そのお客さまの

属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの 1 年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の 2 月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

- (6) お客さまの料金の支払期日は、27（料金の支払義務および支払期日）(3) に準ずるものといたします。ただし、当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- (7) (3)イ(ロ)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (8) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。
- (9) この経過措置を終了する場合は、当社は、あらかじめその旨を当社のホームページ等でお知らせいたします。

8 災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和 7 年 4 月 1 日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、災害救助法第 2 条第 3 項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の 6 月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて罹災証

明書等を提出していただきます。

- (1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。
- (2) お客様が被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 定額電灯，従量電灯および低圧電力のお客様

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，25（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 割引日数

割引日数は，料金の算定期間ごとに，被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

ロ 臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力のお客様

イに準じて割引を行ない，料金を算定いたします。

- (3) お客様が次のいずれかに該当する場合には，当社は，46（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず，工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし，ハに該当する場合には，原則として1回に限ります。

イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず，需給契約を廃止された後，災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所

において新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電流、契約容量または契約電力が被災日の契約電流、契約容量または契約電力をこえないとき。

ロ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電灯または臨時電力の申込みをされた場合

ハ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備または電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であるとき。

(4) 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力のお客さまの契約負荷設備が災害により一時使用不能となった場合、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、当該契約負荷設備に相当する基本料金の割引を行ない、料金を算定いたします。

(5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

9 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、25（料金の算定）および26（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。